

令和4年度

第1回 川口市産業労働行政審議会

資料

日時 令和4年6月28日（火）午後2時

場所 川口駅前市民ホール（フレンディア）

川口市産業労働行政審議会

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 報告事項

(1) 川口市産業振興指針後期実施計画について

(2) 「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭 2022」の開催について

(3) 川口市地域貢献事業者の応募状況について

(4) プレミアム付き商品券発行支援事業について

(5) 「川口市市産品フェア 2022」の開催について

4 その他

(1) 川口産業振興公社と川口市勤労福祉サービスセンターの統合について

5 閉 会

報告事項（1）川口市産業振興指針後期実施計画について

1 概 要

川口市産業振興指針実施計画は、平成30年に改訂した川口市産業振興指針で示した9つの基本方針、22の重点プロジェクトに基づき、具体的な実施事業を明らかにしたものである。この実施計画の計画期間は「2018年度～2025年度」までの8年間とし、前半の4年を前期、後半の4年を後期としていることから、昨年度の川口市産業労働行政審議会での中間評価の後、事業者アンケートや現市政の方向性を基に、今後4年間の実施事業について新たに策定した。

2 実施事業における新たな視点について

後期実施計画では、新たに「新型コロナウイルス感染症関連事業」「SDGs関連事業」という新たな視線をもって取り組むこととした。

（1）新型コロナウイルス感染症への対応

中長期的な経済対策が必要となるアフターコロナ期を見据えた事業を実施計画に位置付けて推進していく。

（2）SDGsへの取り組み

基本方針ごとに関連するSDGs項目を設定した。

3 進捗管理における指標の設定について

川口市産業振興指針の目標を着実に達成するため、基本方針、重点プロジェクトについてはそれぞれ全体の進捗を把握するため、基本方針については前期実施計画と同様に川口市総合計画の目標指標をもって進捗状況を確認する。重点プロジェクトにおいては新たにプロジェクト毎に指標を設定し進捗管理を行うこととした。

4 新規事業・拡充事業について

後期実施計画で設定した新規・拡充の実施事業について、令和4年度に取り組む主な事業は次の資料のとおりである。

令和4年度 川口市産業振興指針後期実施計画における主たる実施事業

基本方針1 幅広い業種の産業振興に取り組みます

重点プロジェクト② 市產品フェア等による市内産業の魅力発信

(実施事業名)

川口市市產品フェア事業<継続> R4予算額 9,361万円

【開催日】 令和4年10月21日～23日(予定) 【会場】 SKIPシティ(予定)

重点プロジェクト③ 幅広い業種の企業誘致の推進

(実施事業名)

市街化調整区域における流通業務等施設の建設<条件緩和>

※制度の要件緩和(R4.4予定)

(現行)敷地面積3,000m² ⇒ (改正)敷地面積1,500m² など

企業立地補助金<拡充> R4予算額 1,770万円

※工場の新增設のほか、市街化調整における流通業務等施設の建設をも対象とする。

【補助金額】 上限200万円／年(3カ年まで) 【補助率】 1／2

【補助対象】 固定資産税額相当額

基本方針2 中小企業・小規模企業の活躍を支援します

重点プロジェクト④ 産業支援機関と連携した経営支援の強化

(実施事業名)

川口市DX推進補助金<拡充> R4予算額 1,800万円

※令和4年度より、市独自の基準を設け補助金を交付する。

【補助金額】 上限100万円 【補助率】 1／2

【補助対象】 システムや設備の導入及び付随する改修工事に係る経費

基本方針3 市内企業の魅力の創出・販路拡大に取り組みます

重点プロジェクト⑧ 市内企業との連携による地域貢献活動の推進

(実施事業名)

川口市地域貢献事業者認定事業<拡充> R4予算 273万円

※令和4年度より、地域貢献事業者活動支援補助金を創設

【補助金額】 上限30万円 【補助率】 2／3

【補助対象】 地域貢献事業者が他の事業者と連携する地域貢献活動事業

重点プロジェクト⑨ 創業支援の強化

(実施事業名)

女性の活躍・創業支援事業<継続> R4予算 約300万円

※女性の創業や地域での活動を支援するため、各種講座や交流会などを実施

基本方針4 企業用地の供給を促進します

重点プロジェクト⑩ 市街化調整区域の活用検討

(実施事業名)

市街化調整区域における流通業務等施設の建設(再掲)

重点プロジェクト⑪ SKIPシティ活性化の推進

(実施事業名)

NHK跡地整備事業<継続>

R4予算 1億766万円

※SKIPシティC街区等の未利用地の利活用を推進するもの。

令和4年度：C街区複合施設基本計画・実施設計(～R5)

令和5年度：C街区物販店舗建設工事・複合施設建設工事(～R7)

令和8年度：NHK施設運用開始

川口市市産品フェア事業(再掲)

基本方針5 市内企業の人材確保・人材育成を支援します

重点プロジェクト⑫ 人材採用機会の充実

(実施事業名)

インターンシップ支援事業 <継続>

R4予算 60万円

※人材確保等を目的にインターンシップを実施する市内事業者を支援。

【補助金額】実習生1人あたり 1万円(1社3万円上限) 【補助率】1/2

【補助対象】交通費、保険料、報酬、事業経費など

働きやすいまちづくりパンフレット作成事業 <新規>

R4予算 約100万円

※「働きやすい」を実現するような制度や環境を整えている市内企業の取り組みを分かりやすく紹介する冊子を作成し、就職を控えている高校生、大学生等に配布し、求人につなげるもの。

企業CMコンテスト <新規>

R4予算 500万円

※若者の視点から市内企業を紹介する映像を作成し、企業CMコンテストを開催。

また、作成した映像を自社PRに使用するほか、市内企業紹介サイトでの閲覧。

重点プロジェクト⑭ 女性活躍推進の支援

(実施事業名)

川口市テレワーク導入支援補助事業<継続>
円

R4予算 200万

※市内中小企業が働き方改革推進、業務の効率化、女性の雇用促進を目的にテレワーク環境の構築を支援。

【補助金額】上限20万円 【補助率】1/2

【補助対象】PC、ソフトウェア購入・リース費、システム導入委託費など

女性の活躍・創業支援事業(再掲)

基本方針6 働きやすい就労環境の実現を支援します

重点プロジェクト⑯ 就労環境改善の支援

(実施事業名)

川口市テレワーク導入支援補助事業(再掲)

基本方針8 市内商店街の活性化を支援します

重点プロジェクト⑰ 商店街の集客支援

(実施事業名)

商店改修事業補助金<継続・コロナ対策>

R4予算 5,000万円

円

※引き続き新型コロナ対策に関連する改修工事及び備品単体での購入について上乗せ補助。

【補助金額】 上限50万円(コロナ対策改修工事の場合)

上限20万円(コロナ対策備品購入の場合)

【補助率】 50%以内(コロナ対策の場合)

報告事項（2）「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2022」の開催について

1 趣 旨

本映画祭は、デジタルシネマをテーマとする世界で初めての国際映画祭で、平成16年から毎年開催し、今年で19回目を迎える。

世界からデジタルの新たな表現の可能性を感じる作品を公募してノミネート作品を上映、さらに優秀作品を顕彰することで、次代を担うクリエイターを発掘するとともに、映像関連産業の発展に寄与することを目的として開催するもの。

この映画祭で入賞あるいはノミネートされた作品が海外の国際映画祭で上映され、優秀な成績を収める方や、国内の映画館で上映されるなど着実に成果を挙げており、今や世界中の映画関係者が注目する映画祭となっている。

昨年、一昨年の映画祭は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続のオンライン配信での開催となったが、今年はオンライン配信に加えて3年振りのスクリーン上映が復活する。

2 開催方式・時期

- (1) スクリーン上映：令和4年7月16日(土)～7月24日(日)の9日間
- (2) オンライン配信：令和4年7月21日(木)～7月27日(水)の7日間

※詳細は、映画祭公式ホームページにて公開中



3 会 場

SKIPシティ映像ホール（彩の国ビジュアルプラザ）

HDスタジオ（同上）

多目的ホール（埼玉県産業技術総合センター）

メディアセブン

4 主な内容

- (1) 国際コンペティション（国内作品を含む長編作品）
- (2) 国内コンペティション（長編部門及び短編部門の2部門）
- (3) その他
チャリティ上映、特集上映、カメラクレヨン、パパママシアター等

5 交 通

JR川口駅より無料シャトルバス運行

上映チケット提示でSKIPシティ駐車場の駐車料金無料

報告事項（3）川口市地域貢献事業者認定事業への応募状況について

○事業の内容について

1 目的

- (1) 地域貢献活動を実施している中小企業を、「まちづくり」に貢献する事業者として公的に認定し、地域、市民、顧客、取引先及び金融機関等からの信用力を向上させることで、事業経営の向上につなげる。
- (2) 中小企業、市民及び行政が協働のまちづくりを行っていくことで、様々な社会的課題の解決と産業及び地域社会の発展に寄与する。

2 認定の対象となる事業者

社会的課題の解決に向けた取り組みを実施している事業者かつ地域貢献活動が事業経営の向上につながることを認識している事業者。

- (1) 中小企業者（個人事業主も含む）、農業者
- (2) 中小企業等協同組合法に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法に規定する農業協同組合
- (4) 商店街（任意商店街も含む）
- (5) その他市長が認めた者

3 認定期間 3年（更新3年）

4 支援策等

- (1) 認定、表彰及び認定事業者PR支援
- (2) 認定事業者の特典
 - ア 地域貢献事業者資金融資制度
 - イ 商店街、製造業が実施する地域コミュニティ活動に対する補助制度
 - ウ 事業所税相当額の一部を補助
(認定期間（更新は含まず） 1回限り 1事業者あたり10万円)
 - エ 展示会等出展事業助成金〔公益財団法人川口産業振興公社〕
(限度額30万円→40万円)
 - オ 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定（選択評価項目 1点）

○今後のスケジュールについて

- ・7月中 応募事業者へのヒアリング
- ・8月下旬 地域貢献事業者選考部会
- ・9月下旬 第2回産業労働行政審議会
- ・11月中旬 認定式（予定）

川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(認定対象者)

第2条 認定を受けることができる者は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者（以下「事業者等」という。）とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及び農業協同組合法第3条に規定する農業協同組合のほか市長が適当と認めた団体
- (3) その他市長が認めた者

(申請要件)

第3条 認定の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業者等でなければならない。

- (1) 別表に該当する事業者等でないこと。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、申請時において3年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 市税及び労働保険料を滞納していないこと。

(募集方法)

第4条 申請の受付は年1回とし、申請時期等は市長が定める。

(申請方法)

第5条 事業者等が認定の申請を受けようとするときは、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第2号の取り組みチェックリスト
- (3) 様式第3号の目標設定シート
- (4) 様式第4号の宣言書
- (5) 法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (6) 許認可等を要する業においては、当該許認可を受けていることを証する書類の写し
- (7) 法人にあっては、労働保険、個人にあっては国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- (8) 過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し、個人にあっては、確定申告書（控え）の写し（税務署受付印のあるもの）又は国税電子申告納税システム（e-Tax）により申告している場合は、受信通知及び申告データ出力分の写し

- (9) 様式第5号の納税確認のための同意書
- (10) 事業内容に関する資料（パンフレット等）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（審査及び認定等）

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

- 2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、地域貢献事業者の認定を行う。
- 4 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該地域貢献事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定プレートを交付し、認定しなかったときはその旨を通知するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6号の認定事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号の申請書に記載されている事項に変更があったとき。
- (2) 目標設定シートの変更が必要な事由が発生したとき。
- (3) その他申請書類等に変更が生じたとき。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認定対象者及び第3条に規定する申請要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第13条第2項に規定する事業の進捗状況の報告がなされないとき。
- (4) その他取消すべき重大な事由が生じたと認められるとき。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者は、認定継続の意思が無くなったときは、様式第7号の届出書により、市長にその旨を届け出なければならない。

（認定の期間）

第10条 第6条第3項の規定による認定の期間は、当該認定をした日から3年間とする。

- 2 市長は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条の規定による認定の辞退があったときを除き、次条の規定により認定の更新をすることができる。

（認定の更新）

第11条 認定事業者が認定の更新を受けようとするときは、認定期限の到来する月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第3号の目標設定シート

- (3) 法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (4) 許可、認可又は免許を要する業にあっては当該書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 更新の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から3年間とする。

(公表等)

第12条 市は、認定事業者及び取組み内容等を公表するものとする。

2 市は、認定事業者が実施する事業活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、地域貢献活動の促進を図るための情報提供など、必要な支援を行うものとする。

(認定事業者の役割)

第13条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を行うとともに、市及び市民との連携及び協力の促進に努めるものとする。

- (1) 第6条第4項に規定する認定プレートを事務所内又は事業所の入口等に掲げること。
- (2) 認定を受けた日から1年ごとに、事業の進捗状況について市長へ報告すること。
- (3) 認定事業者は互いに連携及び協力し、地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するとともに、市が実施する事業に対し、協力するよう努めること。

(認定事業者の表彰)

第14条 市は、認定事業者が前条第1号及び第2号の規定による役割を行っていると認められる場合は、1回に限り表彰を行うものとする。

2 表彰は、被表彰者に対し報奨金10万円を贈呈してこれを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

報告事項（4）プレミアム付き商品券発行支援事業について

1 概 要

- (1) 愛 称 “元気” 川口商品券
- (2) 発 行 団 体 元気川口商品券実行委員会
(川口商工会議所、鳩ヶ谷商工会、川口市商店街連合会)
- (3) 発 行 総 額 24億円 (プレミアム分を含む)
- (4) 申 込 期 間 令和4年7月1日～令和4年8月4日
- (5) 発 送 日 令和4年10月中旬～令和4年11月中旬
・コンビニエンスストア払込用紙での入金確認後、郵送にて商品券を発送
- (6) 有 効 期 間 令和4年12月1日～令和5年5月31日
- (7) 発 行 冊 数 20万冊
・専用券 (大型店を除く) 10万冊 (30%プレミアム)
額面1枚500円の商品券26枚綴り
・共通券 (大型店利用可能) 10万冊 (10%プレミアム)
額面1枚500円の商品券22枚綴り
- (8) 販 売 方 法 予約販売 (インターネット、専用応募ハガキ)
・共通券と専用券をセット (2万円) で販売
・1人あたり3セット (6万円) を上限とし、1世帯につき3人まで
申し込み可能

2 補助の内訳

プレミアム分補助	400,000千円
金融機関手数料分補助	38,610千円
事務経費分補助	87,350千円
合 計	525,960千円

報告事項（5）「川口市市産品フェア2022」の開催について

1 趣 旨

「川口ブランド」といえる市内企業で製造・生産された「市産品」や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを広くPRすることで、市内中小企業の振興と地域経済活性化の一助になるものと考え、川口商工会議所や鳩ヶ谷商工会をはじめ、市内の産業支援機関や業種団体、金融機関と連携し、市産品を一堂に集めた展示会など、市内外の企業や市民、近隣自治体にPRし、市内企業の受注機会と販路の拡大を図るため開催する。

2 開催時期 令和4年10月21日（金）～23日（日）の3日間

3 会 場 S K I PシティA街区 内施設及びB・C街区 内

4 実施内容

- (1) 市産品展示会
- (2) 緑化産業・飲食店舗コーナー
- (3) 産業団体等紹介コーナー
- (4) 障害者施設産品コーナー
- (5) 受発注企業商談会
- (6) 出展者プレゼンテーション（WEB）
- (7) 出展企業支援
- (8) 市外・県外産業団体等への積極的な招致活動
- (9) 技能フェスタ、各種体験コーナー等

※昨年に引き続き、会場内の消毒液や入場ゲートの設置、検温や入場制限の随時実施など、国や県の指針に沿った形で感染対策を行う。

5 昨年度からの主な変更点

- (1) 産業支援機関と連携し支援策紹介等の窓口を設置するほか、出展者支援及び企業関係者来場促進のため、会議室等を利用した事業者向けセミナーを実施する。
- (2) 市外・県外産業団体等へ担当職員が直接訪問し、団体職員及び団体所属企業等への積極的な来場誘致活動を実施する。

6 交 通 川口駅・鳩ヶ谷駅より無料直通バス運行

7 主 催 川口市・川口市市産品フェア実行委員会